

# **初島中学校 いじめ防止基本方針**

## 1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの定義

### 【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、持ち物を壊されたり隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、悪口や落書き、インターネット上の誹謗中傷なども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った相手が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

## 3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

### （1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えていたり「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

## （2）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、嫌なあだ名付け、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい、嫌なあだ名付け等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴る、プロレスごっこなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

### （暴力を伴うもの）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- プロレスごっこ等、遊びを偽装して、技をかけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

### （暴力を伴わないもの）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、あだ名等、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる（ネット上を含む）
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはづかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 誹謗中傷に類する落書きをされる。手紙を回される。
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 4 いじめの防止等の学校の取組

### （1）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、校長が任命した構成員からなる学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任（学級担任）、養護教諭、体育主任（部活動担当総括教員）

※必要に応じ、SC、SSW、主任児童委員、民生児童委員、学校評議員、青少年センター職員、教育委員会担当者、市福祉課担当者、市保健センター担当者、警察官、PTA役員等外部専門家、関係者の出席を要請することとする。

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

（ア）学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者や各関係機関との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

## (2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を、全教職員が一丸となって行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害し、時には身体・生命の安全をも脅かす絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神や生命尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、規範意識、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格や人権を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

### ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

### イ 生徒会活動等の活性化

学級活動や生徒会活動、委員会活動等で、自分の意見や考えを発信し、他者と交流や討論をし、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設け、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感・肯定感や達成感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成し自己実現を促す。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

### ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害し、時には身体や生命の安全を脅かす、絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意識や意欲、態度、判断力、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

### エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感と確かな学力をつけることが出来るよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

### オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、各種会合や学校通信、学年通信等を有効に活用し保護者への理解を促すとともに、PTAや外部関係者・関係機関等と定期的な情

報交換を実施したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために学校・家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

#### カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対しても、各種情報モラル講座への積極的参加を呼びかけるとともに、生徒が携帯電話を所有する場合は、フィルタリングサービスを利用する、PCでのインターネットの利用については保護者の目の届くところで時間を決めて行う等々家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

### (3) 早期発見・早期対応

#### ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることが多いため、日頃から生徒の観察や見守りの徹底、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

##### (ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを、原則各月1回実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

##### 【実施上の留意点】

- ・アンケートを記名方式、無記名方式のどちらで行うかは、その時々の生徒達の状況を参考に決定する。
- ・アンケート実施に際しては、教員の立ち会いの下、生徒が安心して本音で記入できる環境と体制を確保する。また、場合によっては家庭で回答してこさせる等、柔軟かつ弾力的な対応を行う。
- ・アンケート回収に関しては、アンケートを二つ折りにさせたり、裏向けにさせたり、封筒に入れさせたり、学級担任等に直接提出させる等、生徒のプライバシー保護に十分な配慮をする。
- ・調査のために実施したアンケート等の回答については、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する。
- ・アンケートにより明らかになった事実関係については、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供することが想定されるため、その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要がある。

##### (イ) いじめアンケート等の実施後の対応

学級担任等は、いじめアンケートの結果や日々の学校生活における生徒の様子について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告し、その後の迅速かつ適切な対応につなげる。

##### (ウ) いじめの早期発見のためのその他の対応

いじめの早期発見のためには、いじめアンケートのみに頼ることなく、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記、生徒や保護者等との日々の観察や会話等、あらゆる方法を駆使する。

#### (エ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

### イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、学校教職員集団、学年教職員集団等、組織的に迅速かつ適切に対応する。

#### (ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

#### (イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

#### (ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への助言や支援、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への指導、助言を行う。いじめは表面的には沈静化したように見えても、見えないところで続いている、火種がくすぶっていることも多々あるため、指導、支援、助言、観察等は継続的に行う必要がある。

また、その際、対応したことを記録として残しておく。

#### (エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るために、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

### ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に青少年センター、児童相談所、警察等外部相談機関に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をする。

生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」（参考資料編参照）に基づいて適時・適切に連絡する。また、青少年センターや児童相談所等関係機関との情報交換を適宜行う。

### エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、証拠画面をデジタルカメラ等で記録し、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるサイトの管理者、プロバイダに連絡し、削除を要請する。管理者やプロバイダが適切な対応を行わない場合は警察、法務局等担当機関に相談する。また、同時に加害・被害生徒やその保護者に対する、指導、助言、支援等を迅速かつ適切に行う。

不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、本基本方針や各種資料を活用し、年2回（4月、8月）、校内研修を行う。また、気になる生徒についての情報交換・情報共有の時間を毎職員会議時に確保する。

また、教職員の日頃の言動が、生徒に与える影響を考え、教職員の人権意識や指導の技能を向上させるための校内研修も、必要に応じ適宜実施していく。

教職員の不適切な言動や体罰が生徒達のいじめを誘発し、深刻化につながることもある。特に、体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為である。体罰により児童生徒を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長せるものであり、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあることを我々教職員は十分認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める必要がある。

#### (5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、学校・学年通信等を活用し広報・啓発活動を行い、保護者の十分な理解を得るとともに、PTA総会や三者面談、授業参観時の学級懇談会等の機会に情報交換や意見交換を行う。

さらに、学校評議員会の活用や、地域住民の学校行事への参加、学校教職員の地域行事への参加、連携した街頭指導等を通して、校外での児童生徒の様子を把握する。

#### (6) 繼続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感・存在感等が回復できるよう支援する。いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

いじめは、教職員等の指導、対応によって解決したように見えても、逆に複雑化、

深層化してしまい、教職員等からいじめが見えにくくなることがある。また、いじめる対象が変わったり、立場が逆転していたりする場合もある。いじめを解消するためには、関係する児童生徒を組織的かつ継続的に観察し指導・支援することが必要である。

#### (7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。またその際は『「いじめ問題への取組について』のチェックポイント』(参考資料編参照) 等を有効活用する。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図（参考資料編参照）をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等財産上に重大な被害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。
- ◆ 生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。調査を行う場合、教育委員会の指導のもと、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることとし、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係の確認を直ちに行うこととする。

#### (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。